

令和4年度 群馬県「靈感商法特別法律相談」の実施について

県では、下記のとおり靈感商法による消費者被害を救済するための「靈感商法特別法律相談」を実施します。

なお、本事業は「地方消費者行政強化交付金」を活用して実施します。

記

1. 実施期間 令和5年2月1日（水）～3月15日（水）※土日、祝日を除く（予約制）
2. 対 象 県内在住者
3. 相談内容 靈感商法による消費者被害で、弁護士による法律相談を必要とするもの
4. 費 用 一人1回、2時間まで無料
（事件の処理を受任する場合は別途弁護士費用がかかります。）
5. 申 込 先 消費者被害対策ぐんま弁護団（※）
T E L：027-372-9119（事務局：弁護士法人龍馬）
受付時間：土日、祝日を除く午前9時～午後6時
6. そ の 他 （1）相談方法・場所等は申込受付後に調整します。
（2）靈感商法に関する相談は、県内の各消費生活センターでも受け付けています。
消費者ホットライン「**（局番なしの）188**」にお電話いただくと、お住まいの地域の消費生活センターをご案内します。



※消費者被害対策ぐんま弁護団

消費者被害の救済を図るために活動している弁護士（群馬弁護士会所属）の集まりです。



群馬県消費生活センター
消費者被害防止啓発キャラクター
「ジョー」と「オーコ」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

